

四 半 期 報 告 書

(第151期第3四半期)

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトー

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期財務諸表】	10
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年2月12日

【四半期会計期間】 第151期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 株式会社ニッカト一

【英訳名】 NIKKATOTO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西宏司

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072-238-3641(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経理部長 濱田悦男

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072-238-3641(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経理部長 濱田悦男

【縦覧に供する場所】 株式会社ニッカト一 東京管理本部
(東京都文京区大塚5丁目7番12号NKビル新大塚)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第150期 第3四半期累計期間	第151期 第3四半期累計期間	第150期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	7,081,830	6,325,942	9,329,618
経常利益 (千円)	597,021	210,531	752,367
四半期(当期)純利益 (千円)	400,404	142,202	441,068
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,320,740	1,320,740	1,320,740
発行済株式総数 (千株)	12,135	12,135	12,135
純資産額 (千円)	11,043,692	11,063,336	10,865,165
総資産額 (千円)	15,799,165	15,476,230	15,220,841
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	33.55	11.91	36.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	11.0	3.0	22.0
自己資本比率 (%)	69.9	71.5	71.4

回次	第150期 第3四半期会計期間	第151期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.09	0.74

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している以下の主要なリスクが発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計年度の末日現在において判断したものです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性について

当社では、繰延税金資産について、将来の課税所得の見積りに基づいて回収可能性の判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により当会計年度の業績の悪化が見込まれる可能性があります。

なお、将来の課税所得見積り額の変更や税制改正による税率変更等が実施された場合には、繰延税金資産が減額され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期における我が国の経済は、夏場の新型コロナ感染症の「第2波」に伴う企業活動の委縮、その後冬場の一層厳しい「第3波」を迎える中、新型コロナ感染症の終息時期等々不透明な状況は変わらず、様々な要因により企業活動の制約を受ける厳しい状況下にありました。

このような中、主力のセラミックス事業は、主力の電子部品業界の市場環境は、回復傾向にあるものの、自動車関連業界の状況は依然足取り重く、新型コロナウイルス感染拡大に伴う先行きの不透明感により、設備投資意欲の低下等当社を取り巻く環境は厳しく、前年同期比10.4%減収の4,892,650千円となりました。一方のエンジニアリング事業についても同様に経済活動の制約の影響を受け前年同期比11.6%減収の1,433,292千円となりました。結果、当第3四半期の売上高合計は前年同期比10.7%減収の6,325,942千円となりました。

損益面につきましては、セラミックス事業は休業及び減収に伴う工場稼働率の低下、東山工場新棟竣工に伴う減価償却負担の増加によりセグメント利益は前年同期比73.8%減益の147,211千円となりました。エンジニアリング事業につきましては減収ではあるものの固定費の削減効果に加え一部利益率の高い加熱装置の売上が増加したことによりセグメント利益は877千円（前年同期は30,125千円のセグメント損失）となりました。

この結果、営業利益は前年同期比72.2%減益の148,088千円となり、経常利益は前年同期比64.7%減益の210,531千円、四半期純利益も前年同期比64.5%減益の142,202千円となりました。

当第3四半期の財政状態につきましては、総資産が前期末比1.7%増の15,476,230千円となりました。内訳としては流動資産が前期末比1.1%減の8,243,809千円となり、特に受取手形及び売掛金が7.5%減の2,849,106千円となりました。この減少要因は売上債権の回収及び減収に伴うものであります。また、固定資産が5.1%増の7,232,420千円となり、主に有形固定資産が6.0%増の5,334,195千円となりました。これら増加要因は、東山工場新棟竣工に伴う設備取得によるものであります。

一方の負債は、前期末比1.3%増の4,412,893千円となりました。内訳としては流動負債が前年同期比4.3%増の3,013,816千円となり、特に電子記録債務及び買掛金が10.5%増の1,531,500千円となりました。この増加要因は新棟への設備移設に伴うものであります。

また、純資産が前期末比1.8%増の11,063,336千円となりました。これは主に評価・換算差額等が96.9%増加したことで、株価上昇に伴う投資有価証券の評価増に伴うものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに不適切な者によって支配されることを防止するための取組みを定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

（会社の支配に関する方針）

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えております。また、当社は大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定出来ません。

したがいまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付に対しては、必要かつ相当な手段を探ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 買収防衛策についての取組み

上記基本方針に基づき、当社取締役会は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、現行プランといいます。）を2015年6月22日開催の第145回定時株主総会において、出席株主の皆様の過半数のご承認を得て継続しました。この買収防衛策は、有効期限を2018年6月30日までに開催される第148回定時株主総会終結の時までとしておりましたので、当社の企業価値及び株主様共同の利益をさらに向上させるために第148回定時株主総会において第145回定時株主総会と同様に出席株主の皆様の過半数のご承認を得て買収防衛策を継続しました。（以下、継続後のプランを本プランといいます。）

（1）本プランの概要

a. 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合には、買付等を行う者またはその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集や検討等を行う期間を確保し、また株主の皆様に当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めております。

また、本プランにおいて対抗措置を実施する場合など重要な判断に際しては、独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。これに加え独立委員会が本対抗策の実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集するものとされております。

b. 対抗措置（新株予約権無償割当）について

買付者等の行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう恐れがあると独立委員会が判断し、本対抗策の実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を召集し株主総会の決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

c. 独立委員会の設置

本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、社外の有識者の中から選任されます。なお、現在の独立委員会は、以下のとおり社外の有識者3名により構成されています。

《独立委員会メンバー》

- ・有識者：北林 博（弁護士）
- ・有識者：藤巻 一雄（弁護士）
- ・有識者：渡辺 浩教（公認会計士、税理士）

d. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに基づき、新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された

場合、または当社による本新株予約権の取得と引換に買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合は、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることになります。

(2) 大規模買付行為に係る手続き

a. 対象となる大規模買付行為等

当社は、本プランに基づき、以下のイ. またはロ. に該当する買付等がなされた場合に、本プランに定める手続きに従い本新株予約権の無償割当を実施することがあります。

イ. 当社が発行者である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等

ロ. 特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等

b. 大規模買付者に対する情報の提供の要求

上記a. に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に当社に対して本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、適宜提出期限を定めた上、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者に交付し、当該買付者に対しリストに従った情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

c. 大規模買付行為の内容の検討及び大規模買付者との交渉、代替案の検討等

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者から十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに大規模買付行為の内容の検討や大規模買付者と交渉する代替案の作成等に必要な場合は、検討期間を延長することができるものとします。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否を判断します。

また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を探る場合があります。

d. 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は2021年6月30日までに開催される第151回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(3) 本プランが基本方針に沿うものでないこと、株主共同の利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

a. 基本方針に沿うもの

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したもので、前述した当社の基本方針にも沿うものです。

b. 株主共同の利益を損なうものでないこと

大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の判断に委ねることを基本とし、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間の確保、大規模買付者との交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的で導入されたものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

c. 当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランの導入・継続は、当社取締役会の決議だけでなく、株主総会での承認を要すること、すなわち株主の意思に基づくものになっております。

また、当社取締役の任期を1年に短縮したことにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映できます。

さらに、本プランの発動等の運用に際しては当社取締役会の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置していますので、本プランの透明な運営が行われる仕組が確保されています。

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない

買収防衛策)ではなく、スローハンド型(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

以上のとおり、本プランには当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の総額は163,902千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,280,000
計	37,280,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,135,695	12,135,695	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,135,695	12,135,695	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年12月31日	—	12,135,695	—	1,320,740	—	1,088,420

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,919,300	119,193	—
単元未満株式	普通株式 16,395	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,135,695	—	—
総株主の議決権	—	119,193	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニッカトー	大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号	200,000	—	200,000	1.65
計	—	200,000	—	200,000	1.65

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、清稟監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,410,596	2,454,227
受取手形及び売掛金	3,079,940	※1 2,849,106
商品及び製品	1,242,085	1,368,168
仕掛品	1,169,647	1,142,252
原材料及び貯蔵品	353,811	365,808
その他	82,567	64,246
流動資産合計	8,338,649	8,243,809
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,468,106	2,522,347
機械及び装置（純額）	1,532,604	1,540,140
その他（純額）	2,031,920	1,271,707
有形固定資産合計	5,032,631	5,334,195
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	1,544,590	1,660,409
その他	158,126	101,719
投資その他の資産合計	1,702,717	1,762,128
固定資産合計	6,882,191	7,232,420
資産合計	15,220,841	15,476,230
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	283,759	313,385
買掛金	1,102,031	1,218,115
短期借入金	400,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	220,892	248,392
営業外電子記録債務	146,128	45,696
未払金	462,896	556,674
賞与引当金	219,400	108,400
役員賞与引当金	21,131	15,848
その他	32,021	107,305
流動負債合計	2,888,260	3,013,816
固定負債		
長期借入金	1,178,412	1,066,618
役員退職慰労引当金	163,787	174,161
資産除去債務	42,104	42,455
繰延税金負債	-	44,776
製品補償引当金	10,921	-
その他	72,190	71,064
固定負債合計	1,467,415	1,399,076
負債合計	4,355,676	4,412,893

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資金	1,320,740	1,320,740
資本剰余金	1,225,438	1,225,438
利益剰余金	8,176,090	8,151,193
自己株式	△87,498	△87,585
株主資本合計	10,634,770	10,609,786
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	230,394	453,550
評価・換算差額等合計	230,394	453,550
純資産合計	10,865,165	11,063,336
負債純資産合計	15,220,841	15,476,230

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	7,081,830	6,325,942
売上原価	5,495,201	5,200,602
売上総利益	1,586,629	1,125,340
販売費及び一般管理費	1,054,869	977,251
営業利益	531,759	148,088
営業外収益		
受取利息	2,268	1,491
受取配当金	35,771	32,118
受取保険金	15,302	—
雇用調整助成金	—	37,071
その他	21,579	22,734
営業外収益合計	74,922	93,416
営業外費用		
支払利息	5,111	8,304
コミットメントフィー	3,398	19,906
その他	1,149	2,763
営業外費用合計	9,659	30,973
経常利益	597,021	210,531
特別損失		
固定資産廃棄損	8,585	1,670
特別損失合計	8,585	1,670
税引前四半期純利益	588,436	208,861
法人税、住民税及び事業税	103,000	58,000
法人税等調整額	85,031	8,659
法人税等合計	188,031	66,659
四半期純利益	400,404	142,202

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）「新型コロナウイルス感染症の会計上の見積りに対する影響」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

なお、この仮定は不確実性が高いため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

※1. 四半期会計期間末日満期手形および電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権が、四半期会計期間末残高から除かれております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
受取手形及び売掛金(受取手形)	— 千円	81,621千円
受取手形及び売掛金(電子記録債権)	— 千円	39,497千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	468,730千円	516,764千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	131,295	11.00	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金
2019年11月5日 取締役会	普通株式	131,295	11.00	2019年9月30日	2019年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	131,292	11.00	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金
2020年11月2日 取締役会	普通株式	35,807	3.00	2020年9月30日	2020年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	セラミックス 事業	エンジニア リング事業	
売上高			
外部顧客への売上高	5,460,699	1,621,131	7,081,830
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	5,460,699	1,621,131	7,081,830
セグメント利益又は損失 (△)	561,885	△30,125	531,759

(注) セグメント利益又は損失 (△) の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	セラミックス 事業	エンジニア リング事業	
売上高			
外部顧客への売上高	4,892,650	1,433,292	6,325,942
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	4,892,650	1,433,292	6,325,942
セグメント利益	147,211	877	148,088

(注) セグメント利益の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	33円55銭	11円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	400,404	142,202
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	400,404	142,202
普通株式の期中平均株式数(株)	11,935,924	11,935,643

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第151期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）中間配当について、2020年11月2日開催の取締役会において、2020年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 35,807千円
- ② 1 株当たりの金額 3円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2020年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月1日

株式会社ニッカトー

取締役会 御中

清稟監査法人

大阪事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士 石井和也 印

業務執行社員

公認会計士 鈴野貴志 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッカトーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第151期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッカトーの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

近畿財務局長

【提出日】

2021年2月12日

【会社名】

株式会社ニッカト一

【英訳名】

NIKKATO CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大西 宏司

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません

【本店の所在の場所】

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【縦覧に供する場所】

株式会社ニッカト一東京管理本部

(東京都文京区大塚5丁目7番12号NKビル新大塚)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大西宏司は、当社の第151期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

